

【事業者用】吹田市障がい者入院時コミュニケーション支援事業Q&A

●全体について

(事業について)

Q1：この事業における事業所の役割は何か。

A：事業の趣旨をご理解のうえ、対象者から利用希望が上がった際には支援員としてご承諾いただき、入院時に派遣するようお願いいたします。

(支援員の資格)

Q2：支援員に資格は必要か。

A：本事業に支援員としての特別な資格は必要としませんが、日常より本人の支援を行っており、コミュニケーションを円滑に図れる(独特の伝達方法がある場合は、その判断を理解できる)人が支援員になれると考えています。

●利用申請

(利用の申請)

Q3：緊急入院等、事前に申請ができない場合はどうしたらよいか。

A：必要性があると認められる場合は、口頭、電話、ファクシミリ等で申請することを可能としています。

Q4：申請書はどこに提出するのか。

A：本人の障がい福祉サービス等の支給決定を行っている所管(障がい福祉室、又は各地域保健福祉センター)に申請していただきます。

(要件確認)

Q5：障がい支援区分認定を受けていない場合の扱いについて。

A：担当ケースワーカーが、本人の状況を把握している家族や支援員等に聞き取りを行い、要件に合致していれば対象とします。

※要件については事業概要の利用対象者の項目を参照

(受入れの可否)

Q6：利用者から申請にあたって、コミュニケーション支援事業者としての依頼があったが受けるべきか判断に迷う。どうしたらよいか。

A：まずは本人や家族の希望(入院期間や派遣の時間帯等)を把握したうえで、事業所内で検討し、派遣可能であれば承諾してください。万が一、指定のあった職員の都合等が合わず対応できない場合は、その旨を対象者へ説明しご理解いただくようお願いいたします。

(申請後の流れ)

Q7：申請後はどのような流れになるのか。

A：利用対象者となった場合は、利用決定通知書を申請者にお送りします。また同時に申請書に記載されているコミュニケーション支援事業者に、事業者登録通知書をお送りします。その後、利用者と具体的な派遣時間帯等の調整を行ってください。

●利用開始（派遣）

Q8：ひとつの事業者から、複数の支援員を派遣してもよいか。

A：本人への支援の実績のある職員であれば複数派遣することは差し支えありません。

(例) 月曜日 (午前) A支援員 (午後) B支援員
火曜日 (午前) B支援員 (午後) C支援員

(複数事業者派遣)

Q9：複数の事業者がサービス提供する場合、どのように派遣計画をたてたらよいか。

A：事業者登録通知書に他の事業者名が記載されています。それを元に事業者間で本人の希望時間に基づき調整を行ってください。

(併給について)

Q10：事業所での活動中に対応する場合、勤務時間として算定してよいか。

A：差し支えありません。なお、通常業務に支障がでない範囲で派遣してください。

●サービス提供

(時間数について)

Q11：派遣の1日の回数・時間に制限はあるのか。

A：1日あたりの上限はありませんが、入院日数に応じて1日5時間、1月あたり60時間以内の支給時間となります。また、コミュニケーションに係る支援時間のみが対象となります。

(業務内容について)

Q12：支援員の業務範囲はどこまでか。

A：診療報酬の範疇にならない範囲での、医師や看護師等と本人との意思疎通の仲介を行うこと、及びこれに伴う必要な見守りを行います。具体的には以下の内容を想定しています。

- ① 入院時の説明、聞き取りの際の意思疎通支援
- ② 診療時や病室等で、利用者の主訴等を伝える意思疎通支援
- ③ 病院スタッフによる治療計画・入院計画の説明の際の意思疎通支援
- ④ 診察・処置・検査療養の説明、実施の際の意思疎通支援
- ⑤ 手術前後の説明、処置の際の意思疎通支援

- ⑥ リハビリの説明、実施の際の意思疎通支援
- ⑦ 退院後の治療・療養の説明の際の意思疎通支援
- ⑧ 医療費制度・福祉保健制度の相談・説明の際の意思疎通支援
- ⑨ その他の意思疎通支援

ただし、本人に直接触れ、介助する行為（医療従事者の立会いのもとで、コミュニケーションをとるために体を起こすなどを除く）や買い物の代行等、身体介護・家事援助にかかるような業務は対象外です。また、病院から家族への病状伝達行為や、治療法や手術等診療方針の同意を行ったりすることは原則できません。

Q13：入院期間が延びる等、当初の予定と変わる場合はどうすればよいか。

A：変更後の内容について、再度利用申請書や添付書類の提出が必要となります。

●利用終了

（請求について）

Q14：請求はどのような流れで行うのか。

A：利用者への支援が終了した後、概ね2週間以内に「吹田市障害者入院時コミュニケーション支援事業実施費用請求書」及び「吹田市障害者入院時コミュニケーション支援事業実績報告書」を支給決定担当者あてに送付してください。内容を審査のうえ支払いをおこないます。

Q15：複数の事業者が派遣されている場合の請求はどうなるのか。

A：総時間数が決定時間数を超える事のないよう、事業者間で調整していただいていることが前提ですが、それぞれの事業者ごとに請求手続きを行ってください。そのうえで内容を審査し、支払いをおこないます。